

平成二十九年四月六日提出
質問第二一〇号

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の選挙応援活動と、総理夫人付職員の同行に関する質問主意書

提出者 宮崎 岳志

210

安倍昭恵内閣総理大臣夫人の選挙応援活動と、総理夫人付職員の同行に関する質問主意書

一 安倍昭恵内閣総理大臣夫人（以下、総理夫人という）の以下の選挙応援活動について、（１）内閣官房の総理夫人付職員（以下、夫人付という）は同行したか（２）この際の夫人付の交通費は「総理夫人、政党、国、夫人付」等のうちだれが負担したか―について、それぞれ示されたい。

二〇一六年

六月二十二日 山口県・江島潔氏応援

六月二十四日 愛媛県・山本順三氏応援

六月二十六日 福岡県・自見はなこ氏応援

六月二十七日 千葉県・元栄太一郎氏応援

六月二十八日 岡山県・小野田きみ氏応援

七月 三日 東京都・朝日健太郎氏応援

七月 三日 兵庫県・伊藤孝江氏応援

七月 四日 新潟県・中原八一氏応援

七月 五日 福島県・岩城みつひで氏応援

七月 六日 大分県・古庄玄知氏応援

七月 七日 青森県・山崎力氏応援

七月 八日 三重県・山本さちこ氏応援

七月 八日 山梨県・高野剛氏応援

二 夫人付の同行は国家公務員の「政治的行為の制限」を定めた国家公務員法や人事院規則に抵触しないのか。

三 夫人付の交通費を総理夫人本人または政党、候補者、政治団体が負担していた場合、公職選挙法に抵触しないのか。

右質問する。